

立川駅北口駅前土地区画整理促進協議会

立川駅北口駅前土地区画整理促進協議会は平成3年4月16日土地所有者42名、借地権者9名、借家権者44名計95名の加入者により発足した。借家権者を含む権利者の総数は226名であったが実質上の重複もあり協議会に大半が結集できた。発足まで3回の代表世話人会で事業の目的と事業内容について討議し、周辺土地区画整理事業や再開発事業及び多摩都市モノレール事業など多摩の「心」としての位置づけが進む中、これらの開発の玄関口すなわち多摩の「要」となるべきところに位置していることを認識し、下記のような事業目的と事業内容を設立総会に提案し満場一致で事業を進めていくこととなった。発足以来、換地処分が行われた平成16年度までの14年の間各年度の事業計画について真剣に討議・決定し、区画整理事業の進捗に合わせた協議会活動を鋭意行った。

事業の目的

立川市施行の立川駅北口駅前土地区画整理事業の推進を図るとともに、21世紀に向けた多摩地域の中心都市として、ハード・ソフト両面を備えた将来に向けた街づくり「地区整備計画」を策定、もって会員相互における街づくり事業に対する合意形成を図ることを目的とする。

事業内容

- (1) 土地区画整理事業の早期実現に向け、事業の仕組み、換地方針等土地区画整理事業の基本的調査研究を行い、円滑な仮換地指定が行われるよう研究会等にかかわる事業を行う。
- (2) 施行者が行う公共施設の整備にあわせ、地域冷暖房施設、駐車場整備、壁面後退、ペDESTリアンデッキとの接続等会員各位の施設建築物の街づくりに対する役割を明確にしながら、課題の解決を図るための調査研究にかかわる事業を行う。
- (3) 有効な土地利用と北口駅前に相応しい施設建築物の実現を目指し、会員各位の財産保全と土地の有効利用を図るため、共同化建築の調査研究にかかわる事業を行う。
- (4) 先進都市における土地区画整理事業、街づくり実例を視察研究し、当地区の街づくり事業の参考とする。
- (5) 会員ならびに関係者の意向を総括し、これらの実現を図るために施行者との交渉を行う。
- (6) 会員ならびに周辺関係者に、協議会活動内容とその成果を周知させるため、広報活動を行う。

■ 現在、そして未来への立川 ■

今、立川の駅前を歩いて見ると、その人波の大きさに、まず、誰しものが驚かされることと思います。

駅の南北それぞれに『グランデュオ』と『ルミネ』の駅ビルが、そしてそれを結ぶ駅構内の“自由通路”と、南北駅前からのびて行く歩行者専用デッキが、多摩都市モノレール立川南・北駅やいくつもの商業店舗へと、人々の足に向わせています。

デッキ下のロータリーや駅前道路と相俟って、立体的に整備された空間が、人々の流れに“ゆとり”を感じさせるような“まちづくり”を目指して、土地区画整理をはじめとする様々な都市基盤整備事業が、立川駅の南北駅前において進められています。

甲武鉄道による立川駅の誕生から百十余年の年月が経ち、その間、駅を中心として、飛行場の開設、軍都としての振興、戦時中の建物疎開や戦後の商都としての発展と、めまぐるしく変遷をしていく都市環境の中で『立川』は今まさに、多摩地域における「中心都市」としての現在の姿を築き上げてきました。

この後の『未来』、例えば100年先を考えたとき、今この時点は中間地点と言えます。

これから先も、立川が多摩地域の中心として、活力あるまちづくりを考える時、必ず携えていかなければならない“こと”があります。それは、そこに生活をする人々の力や思いと連動した「協働のまちづくり」です。

このことを絶えず基本に据えて次の100年の間継続してまちを育成し、よりよいまちづくりを行うことが必要であること、そしてこの考えを生み出したのが、立川駅北口駅前土地区画整理事業であり、また現在進捗を見せる、立川駅南口土地区画整理事業をはじめとする種々の都市基盤整備事業であると思います。

そうして、いまはじまろうとしている新しい“協働”と言う流れがやがて大きな河となり、未来に向けて、立川の「まち」が、周辺地域の“本流”となっていけるようにと願います。



■ 促進協議会活動を振り返って ■

既成市街地での大規模な区画整理は全国でもあまり例がないのではないかと。それを10数年という短期間で完了させ、文字通り「多摩の玄関口立川」を作り上げることができたのは、国・都・市の努力はもちろんのこと、公益企業・民間企業の協力と権利者の「自分たちの《まち》は自分たちでつくる」という強い気持ちがあったからであろう。その気持ちを施行者である市が、真摯に受け止め一緒になって知恵を出し合い工夫を重ね実現に結びつけたのである。まさしく「官民一体となったまちづくり」であった。100年後にもいいまちだね」と来街者から言っていただくためには、区画整理の換地処分が終了したからと言ってまちづくりを終わりにさせてはならない。民間側は促進協議会からまちづくり協議会・TMOへとその事業を引き継いでいる。官側の引き継ぎが多岐にわたる部署になるのは止むを得ないが、総合的に民間と協同して活動できる部署がないと問題解決に時間がかかり、まちの健全な育成につながらない。立川市が標榜する「官民協働のまちづくり」への官側の踏み込んだ参画を提言してまとめとしたい。



平成17年3月31日
立川駅北口駅前土地区画整理事業完成記念植樹
立川駅北口駅前促進協議会寄贈

立川駅北口駅前土地区画整理概要版

発 行 平成18（2006）年3月
立川市都市整備部区画整理課
〒190-0022
立川市錦町3丁目2番26号
電話 042（523）2111（代）